

居宅介護支援費(介護保険) 甲州居宅介護支援事業所

【居宅介護支援費】

2026.6

基本部分				高齢者虐待 防止措置未 実施減算	業務継続計 画未策定 減算	同一建物 減算	運営基準 減算	特別地域居 宅介護支援 加算	中山間地域 等における 小規模事業 所加算	中山間地域 等に居住す る者への サービス提 供体制加算	特定事業所 集中減算
居宅介護支援費 (1月につき)	居宅介護支援費 (Ⅰ)	居宅介護支援費 (ⅰ)	要介護1・2 (1086単位)	-1／100	-1／100	× 95／ 100	(運営基準 減算の場 合) × 50／100	+ 15／ 100	+ 10／ 100	+ 5／ 100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1411単位)								
		居宅介護支援費 (ⅱ)	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		居宅介護支援費 (ⅲ)	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	居宅介護支援費 (Ⅱ)	居宅介護支援費 (ⅰ)	要介護1・2 (1086単位)								
			要介護3・4・5 (1411単位)								
		居宅介護支援費 (ⅱ)	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		居宅介護支援費 (ⅲ)	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
初回加算(1月につき +300単位)											
特定事業所加算		特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +519単位)									
		特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +421単位)									
		特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +323単位)									
		特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)									
特定事業所医療介護連携加算		(1月につき +125単位)									
入院時情報連携加算		入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +250単位)									
		入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に 算定)		退院・退所加算(Ⅰ) イ (+450単位)									
		退院・退所加算(Ⅰ) ロ (+600単位)									
		退院・退所加算(Ⅱ) イ (+600単位)									
		退院・退所加算(Ⅱ) ロ (+750単位)									
		退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)									
通院時情報連携加算		(1月につき +50単位)									
緊急時等居宅カンファレンス加算		(1月に2回を限度に +200単位)									
ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅 の訪問等を行った場合 (+400単位)									
処遇改善加算		所定単位数×2.1%									

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※居宅介護支援費(Ⅱ)については、ケアプランデータ連携システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。